

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されています

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。船舶は鋼製のものに限ります。以下、本資料において同様。

工事開始前の石綿の有無の調査

工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）、調査結果の記録を3年間保存することが義務です

建築物及び船舶の事前調査は、厚生労働大臣が定める者に行わせることが義務になります（令和5年10月～）

工事開始前の労働基準監督署への届出

石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務です

一定規模以上の建築物、船舶、特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査結果等を電子システム（スマホも可）で報告することが義務です

（令和4年4月～）

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しが無いことの確認が義務です

石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務です

石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する工事は、作業場の隔離が義務です

石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破砕等によらない方法で行うことが原則義務です

写真等による作業の実施状況の記録

石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務です

工事・作業別の規制内容の早見表

工事開始前まで

規制内容	工事の種類	全ての解体・改修工事		
		建築物	工作物	船舶
事前調査の実施、記録の3年保存				
事前調査に関する資格者要件				
事前調査結果等の報告（工事開始前まで）		1	2	3
作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）				
計画の届出（工事開始の14日前まで）		4	4	4

1 床面積80m²以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事に限る

2 請負金額100万円以上の特定の工作物の解体工事または改修工事に限る

3 総トン数が20トン以上の船舶に係る解体工事または改修工事に限る

4 吹付石綿等（レベル1建材）または石綿含有保温材等（レベル2建材）がある場合に限る。

建設業・土石採取業以外の事業者にとっては、作業の届出（工事開始前まで）が適用。

工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る）

主な規制内容	作業の種類	吹付石綿、保温材等の除去等	けい酸カルシウム板第1種の破砕等	仕上塗材の電動工具による除去	スレート板等の成形品の除去
石綿作業主任者の選任・職務実施					
作業者に対する特別教育の実施					
作業場所の隔離					
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認					
作業時に建材を湿潤な状態にする					
マスク、保護衣等の使用					
関係者以外の立入禁止・表示					
石綿作業場であることの掲示					
作業者ごとの作業の記録・40年保存					
作業実施状況の写真等による記録・3年保存					
作業者に対する石綿健康診断の実施					

規制内容の詳細・解説

工事開始前の石綿の有無の調査(方法の明確化) 令和3年4月1日施行

工事対象となる全ての部材について事前調査が必要

事前調査は、設計図書などの文書および目視による必要

事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかった場合には、分析による調査の実施が義務です

石綿が使用されているものとみなして、ばく露防止措置を講ずれば、分析は不要

「目視」とは、単に目で見て判断することではなく、現地で部材の製品情報などを確認することをいう

目視ができない部分は、目視が可能となった時点で調査

石綿が使用されていないと判断するためには、製品を特定した上で、以下のいずれかの方法によらなければならない

- ・その製品のメーカーによる証明や成分情報などと照合する方法
- ・その製造年月日が平成18年9月1日以降であることを確認する方法

以下の確認ができる場合は、目視等によらなくてもよい

- ・過去に行われた事前調査に相当する調査の結果の確認
- ・インベントリ確認証書が交付されている船舶のインベントリの確認
- ・着工日が平成18年9月1日以降であることの確認

以下に該当する場合は、石綿の飛散リスクはないと判断できるので調査不要

- ・木材、金属、石、ガラス、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかなものの工事で、切断等、除去または取り外し時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
- ・工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業
- ・現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
- ・石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修の作業

事前調査や分析調査は、要件を満たす者が実施する必要

建築物の事前調査を実施することができる者

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者
一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

船舶石綿含有資材調査を実施することができる者

(船舶は鋼製の船舶に限る)

- ・ 船舶石綿含有資材調査者講習を受講し、同講習の修了考査に合格した者又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者（令和4年4月25日付け厚生労働省告示第171号により、「石綿障害予防規則第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（令和2年厚生労働省告示第276号）の一部を改正）

分析調査を実施することができる者

- ・ 厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了考査に合格した者
- ・ 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
- ・ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

調査結果の記録は、3年間保存する必要

調査結果の写しを工事現場に備え付け、概要を見やすい箇所に掲示することも義務です

調査結果の記録項目

- ・事業者の名称・住所・電話番号、現場の住所、工事の名称・概要
- ・事前調査の終了年月日
- ・工事対象の建築物・工作物・船舶の着工日、構造
- ・事前調査の実施部分、調査方法、調査結果（石綿の使用の有無とその判断根拠）（記入の詳細については石綿事前調査者講習テキストを参照）

表 5.1 現地調査総括票（建築物石綿含有建材調査）

現地調査総括票

記入例

※建築物の所有者等に記入を依頼してもよい。該当する選択肢を○で囲む。不明の箇所は「不明」と記入のこと

■建築物の概要

作成日(平成〇〇年〇月〇日)	最終回収日(平成〇〇年〇月〇日)		
1)建築物名称	〇〇〇ビル	(8)確認済証交付日・番号	昭和〇〇年〇〇月〇〇日付 第〇〇〇〇〇号
2)種別	〇〇棟	(9)検査済証交付日・番号	昭和〇〇年〇〇月〇〇日付 第〇〇〇〇〇号
3)建築物所在地	〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3	(10)増改築の履歴	増改築なし (増改築あり) (昭和〇〇年〇月)
4)建築物用途	商業ビル	(11)建築物構造	RC造・S造 SRC造
5)建築物所有者	〇〇〇	(12)敷地面積	RF、PH2F、B1F (耐火)・準耐火・その他
6)所有者住所	〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3	(13)基礎面積	1,295㎡
7)連絡先(TEL)	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 氏名 〇〇 〇〇〇		4,120㎡
調査者記入欄	所有者へのヒアリング <input checked="" type="checkbox"/> (平成△△年△月△日) <input type="checkbox"/> 備考		(特記事項等)

■所有者情報提供依頼概要

依頼日(平成〇〇年〇月〇日)	回答日(平成〇〇年〇月〇日)
(14)石綿調査履歴	未調査・自主判断・検査機実施・不明 (17)図面の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 図面有 <input type="checkbox"/> 図面無し
(15)調査機関	調査会社名 〇〇〇株式会社 (18)図面有の場合 竣工図・仕上表・配管図(平面図のPH1,F,B1F)
調査時期 平成〇〇年〇月〇日	(19)建築確認申請図書の有無 <input checked="" type="checkbox"/> (付図見取図、配管図、平面図、立面図ほか)
分析会社名 〇〇〇株式会社	(20)改修工事歴 - 1 不明 (改修工事) (平成〇〇年〇月) (部番号:1F駐車場)
(16)調査報告書の有無 <input checked="" type="checkbox"/> (前回の調査報告書写しを本書に添付のこと)	(21)改修工事歴 - 2 改修工事 (平成〇〇年〇月) (部番号:2,3F駐車場)
所有者へのヒアリングの実施の有無 <input checked="" type="checkbox"/> (平成△△年△月△日)	(22)石綿処理歴 - 1 不明・無 (除去・封じ込め・囲い込み) (平成〇〇年〇月) (部番号:2,3F駐車場)
所有者から得られた情報で必要と思われる事項等	(23)石綿処理歴 - 2 無 (除去・封じ込め・囲い込み) (年月) (部番号:)

※昭和〇〇年に建築物所有者が変更し、以前の改修工事の記録は残っていない。
 ※上記以降テナントの更新は頻度多くあり、大規模改修工事(階単位以外)の小規模改修工事記録は保存していない。
 ※B1F、PH1F、PH2Fの空気環境測定は1度も行っていない。

■今回調査の概要 調査の目的:

調査日	平成△△年△月△日(△) 10:30 ~ 18:00	調査者氏名	〇〇〇 他1名 登録番号 〇〇-〇〇〇
調査会社名	〇〇株式会社	分析会社名	〇〇株式会社
調査会社住所・TEL	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 TEL 〇〇-〇〇-〇〇〇〇	分析会社住所・TEL	〇〇県〇〇市〇〇7-15 TEL: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇

※調査会社は調査に関する資格などがあればその証を、調査者は資格証などを、分析会社は各種登録証、資格証、結果証、結果報告書その他を本書に添付のこと

■今回調査箇所

階・階層	部室名	部位	材料名	レベル	調査手法	劣化度	分析結果	参照頁	備考
例)〇棟〇F	EV機械室・事務室・・・	(注2)	(注3)	(注4)	目視(採取)	有無、採取、含有量	部番号	現場の特異性等	
PH2F	エレベーター機械室	天井	吹付FRP(乾式・半乾式)	1	目視(採取)	劣化	クワジタイム3.5%	F2	壁を除く天井、壁はモルタル。
PH1F	空調機械室	天井	吹付FRP(乾式・半乾式)	1	目視(採取)	劣化	クワジタイム3.6%	F4	吹付FRP(乾式・半乾式)
8F	事務室、廊下、EVホール	天井	繊維状石膏	-	目視(採取)	-	-	F6	天井裏に、本物の石膏ボードが貼付されている。
4~8F	パッケージ室(各階共通)	天井	RC	-	目視(採取)	-	-	F6	壁はリシン吹付(不採取)
2~3F	駐車場	天井	石膏	-	目視(採取)	-	-	F7	石綿除去歴有(H〇〇年)
2~3F	店舗	天井	石膏ボード	-	目視(採取)	-	-	F8	石膏ボードが貼付されている。
1F	店舗A	天井	吹付FRP(乾式・半乾式)	-	目視(採取)	-	-	F9	天井・壁裏はRCを確認。
1F	守衛室ほか3室	天井	石膏ボード	-	目視(採取)	-	-	P10-P15	天井裏は全面RC。小規模修繕あり
B1F	機械室他	天井	吹付FRP(乾式・半乾式)	1	目視(採取)	劣化	クワジタイム3.6%	P12-15	各室別劣化度はP12参照
B1F	ボイラー室(内装材2箇所)	配管エルボ	FRP(劣化) 土壌腐食	-	目視(採取)	-	不検出	P12-15	2号ボイラー、温水配管
棟・階層	外部	部位	材料名	レベル	調査手法	劣化度	分析結果	参照頁	備考
1F	外周部(車庫)射灯	射灯蓋	RC	-	目視(採取)	-	-	P11	射灯蓋の劣化はRCを確認する。
棟・階層	掘削区画・埋戻	部位	材料名	レベル	調査手法	劣化度	分析結果	参照頁	備考
1~PH2F	D埋戻(1F~PH2F)	天井・壁	吹付FRP(乾式・半乾式)	-	目視(採取)	-	-	P3-P14	A,B,C地盤共通。掘削面P14
1~2F	設備専用エレベータ(1F~2F)	壁・柱・天井	吹付FRP(乾式・半乾式)	-	目視(採取)	-	不検出	F8	1998年落成。1時間耐火30mm厚
1~2F	小型昇降機シャフト(1F~2F)	天井・内装	RC	-	目視(採取)	-	-	P10	シャフト内部に疑義物質無し。
B1~PH2F	棟梁(B1F点検口・PH2F点検口)	内装	産出用断熱材	2	目視(採取)	劣化	アモサイド61.1%	P16-17	カボススタッ。点検口より採取。
1~8F	PS(3F)	内装	RC	-	目視(採取)	-	-	F7	疑義物質無し。各階共通。

報告対象工事・報告内容

報告が必要な工事

解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事

建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱および床を同時に撤去する工事をいう

請負金額が100万円以上の建築物の改修工事

建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいう

請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額をいう

請負金額が100万円以上の以下の工作物の解体工事・改修工事

- ・ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
- ・ 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）
- ・ 焼却設備
- ・ 煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）
- ・ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・ 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）
- ・ 変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・ トンネルの天井板
- ・ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- ・ 遮音壁、軽量盛土保護パネル

総トン数が20トン以上の船舶の解体工事・改修工事

電子システムで報告が必要な内容

- ・ 事業者の名称・住所・電話番号・労働保険番号、現場の住所、工事の名称・概要・工事期間
- ・ 事前調査の終了年月日、事前調査を実施した者の氏名等
- ・ 工事対象の建築物・工作物・船舶の新築等工事の着工日、構造の概要
- ・ 床面積（建築物の解体工事）または請負金額（建築物の改修工事、工作物の解体又は改修工事）
- ・ 石綿作業主任者の氏名
- ・ 事前調査結果の概要（材料ごとの石綿使用の有無、判断根拠）
- ・ 作業の種類・切断等の作業の有無・作業時の措置

報告の方法

- ・ 複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が請負事業者に関する内容も含めて報告する必要
- ・ 平成18年9月1日以降に着工した工作物、船舶について、同一の部分定期的に改修する場合は、一度報告を行えば、同一部分の改修工事については、その後の報告は不要

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

令和3年4月1日施行

隔離場所の集じん・排気装置に、設置場所など何らかの変更を加えたときにも、排気口からの石綿等の粉じんの漏洩の有無を点検する必要

作業中断時にも隔離場所の前室が負圧に保たれているか点検する必要

除去作業終了後に隔離を解く前に、資格者による取り残しがないことを目視による確認が必要

負圧の点検は、作業開始前に加えて、作業中断時に作業者が集中して前室から退出するタイミングで実施する必要

作業中断時とは、休憩等で作業を中断した時や何日間か継続する作業において最終日以外の日の作業を終了した時をいう

取り残しがないことの確認ができる資格者

- ・ 除去作業の石綿作業主任者
- ・ 事前調査を実施する資格を有する者（建築物に限る）

取り残しがないことの確認は、分析等は不要

石綿含有仕上塗材の除去工事に対する規制

令和3年4月1日施行

石綿含有仕上塗材をディスクグラインダーまたはディスクサンダーで除去するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、湿潤な状態に保ちながら作業をする必要

作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない

高圧水洗工法、超音波ケレン工法等は作業場所の隔離不要

成形板等の除去工事に対する規制 令和2年10月1日施行

石綿含有成形品（スレート、ボード、タイル、シートなど）の除去は、切断・破砕等以外の方法による必要（技術上困難な場合を除く）

けい酸カルシウム板第1種をやむを得ず切断・破砕等するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、湿潤な状態に保ちながら作業をする必要

作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない

技術上困難な場合とは：

材料が下地材などと接着材で固定されており、切断等を行わずに除去することが困難な場合や、材料が大きく切断等を行わずに手作業で取り外すことが困難な場合など

切断・破砕等以外の方法とは：

ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外すことなどをいう

建材を湿潤な状態にすることが困難な場合の措置

令和3年4月1日施行

- ・石綿含有建材の除去等作業時に、湿潤な状態にすることが著しく困難なときは、除じん性能付き電動工具の使用など、石綿粉じんの発散防止措置に努める必要

湿潤な状態にする方法には：

散水による方法、固化剤を吹き付ける方法のほか、剥離剤を使用する方法も含まれる

発散防止措置には：

除じん性能付き電動工具の使用以外に、作業場所を隔離することが含まれる

写真等による作業の実施状況の記録 令和3年4月1日施行

3年間保存すべき記録の内容・記録方法

以下の内容が確認できるよう写真等により記録し、3年間保存する必要（ は文書等による記録で可）

事前調査結果等の掲示、立入禁止表示、喫煙・飲食禁止の掲示、石綿作業場である旨等の掲示状況

隔離の状況、集じん・排気装置の設置状況、前室・洗身室・更衣室の設置状況

集じん・排気装置からの石綿等の粉じんの漏洩点検結果、負圧の点検結果、隔離解除前の除去完了確認の状況

作業計画に基づく作業の実施状況（湿潤化の状況、マスク等の使用状況も含む）

同様の作業を行う場合も、作業を行う部屋や階が変わるごとに記録する必要
除去した石綿の運搬または貯蔵を行う際の容器など、必要な事項の表示状況、保管の状況

作業従事者および周辺作業従事者の氏名および作業従事期間

記録は、写真のほか、動画による記録も可能

撮影場所、撮影日時等が特定できるように記録する必要

労働者ごとの作業の記録項目の追加 令和3年4月1日施行

40年の保存義務がある労働者ごとの作業の記録に追加が必要な項目

事前調査結果の概要

6ページ目の「電子システムで報告が必要な内容」と同様

作業の実施状況の記録の概要

写真等をそのまま保存する必要はなく、保護具の使用状況も含めた措置の実施状況についての文章等による簡潔な記載による記録